

働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース） について

厚生労働省が所管する雇用保険を原資とした標記助成金制度について情報を入手致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

なお、助成金は個々の要件を満たすことにより、予算の範囲内で支給を受けられる制度でありますため、会員の皆様にご活用していただきますようよろしくお願い致します。

記

1. 制度名 働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）
（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000120692.html>

2. 制度の概要

令和 2 年4月1日から中小企業に時間外労働の上限規制が適用され、本コースは、生産性を向上させ、時間外労働の削減、年次有給休暇や特別休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を対象とした支援

3. 助成内容

- (1) 支給対象となる事業主

次のいずれにも該当する中小企業事業主（※）

- ① 労働者災害補償保険の適用事業主であること
- ② 交付申請時点で、「5. 成果目標」(1)から(4)の設定に向けた条件を満たしていること
- ③ 全ての対象事業場において、交付申請時点で、年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること

（※）中小企業事業主とは、以下のAまたはBの要件を満たす中小企業

業種	A.資本または出資額	B.常時雇用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
その他の業種	3 億円以下	300 人以下

4. 支給対象となる取組

次のいずれか 1 つ以上を実施

- (1) 労務管理担当者に対する研修
- (2) 労働者に対する研修、周知・啓発
- (3) 外部専門家（社会保険労務士、中小企業診断士など）によるコンサルティング
- (4) 就業規則・労使協定等の作成・変更
- (5) 人材確保に向けた取組
- (6) 労務管理用ソフトウェアの導入・更新
- (7) 労務管理用機器の導入・更新
- (8) デジタル式運行記録計（デジタコ）の導入・更新
- (9) 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

（小売業の POS 装置、自動車修理業の自動車リフト、運送業の洗車機など）

※ 研修には、業務研修を含む。

※ 原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象外

5. 成果目標の設定

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」(1)から(4)のうち 1 つ以上を選択し、その達成を目指して実施

- (1) 全ての対象事業場において、令和 4 年度又は令和 5 年度内において有効な 36 協定について、時間外・休日労働時間数を縮減し、月 60 時間を超え月 80 時間以下に上限を設定し、所轄労働基準監督署長に届出を行うこと。
- (2) 全ての対象事業場において、年次有給休暇の計画的付与の規定を新たに導入すること
- (3) 全ての対象事業場において、時間単位の年次有給休暇の規定を新たに導入すること
- (4) 全ての対象事業場において、特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、新型コロナウイルス感染症対応のための休暇、不妊治療のための休暇）の規定をいずれか 1 つ以上、新たに導入すること

上記の成果目標に加えて、対象事業場で指定する労働者の時間当たりの賃金額の引き上げを 3%以上行うことを成果目標に加えることが可能

6. 事業実施期間

事業実施期間中（交付決定の日から令和 5 年 1 月 31 日（火）まで）に取組を実施

7. 支給額

取組の実施に要した経費の一部を成果目標の達成状況に応じて支給
以下のいずれか低い方の額

- (1) 「5. 成果目標」(1)から(4)の上限額および賃金加算額の合計額
- (2) 対象経費の合計額×補助率3/4(※)

(※) 常時使用する労働者数が30名以下かつ、「4. 支給対象の取組」の(6)から(9)を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【(1)の上限額】

- 成果目標(1)の上限額

事業実施後に設定する 時間外労働時間数等	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働時間数等を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働時間数等を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働時間数等を月60時間以下に設定	150万円	100万円
時間外労働時間数等を月60時間を超え、月80時間以下に設定	50万円	—

- 成果目標(2)達成時の上限額：50万円
- 成果目標(3)達成時の上限額：25万円
- 成果目標(4)達成時の上限額：25万円

【(1)の賃金加算額】

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5%以上引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)

8. 締め切り等

申請の受付は令和4年11月30日(水)まで(必着)

なお、支給対象事業主数は国の予算額に制約されるため、11月30日以前に受付を締め切る場合がある

申請書類等の提出は、所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部(室)へ窓口持参のほか、郵送でも受付

9. 添付申請様式

- 「働き方改革推進支援助成金交付申請書」(様式第1号)
- 「働き方改革推進支援助成金支給申請書」(様式第10号)及び「働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告書」(様式第11号)
- 「働き方改革推進支援助成金事業実施状況報告書」(様式第9号)及び「働き方改革推進支援助成金支払状況報告書」(様式第9号の2)
- 「働き方改革推進支援助成金に係る消費税額の確定に伴う報告書」(様式第14号)
- 支給申請時の就業規則の申立書(常時10人未満の労働者を使用している事業場であって、労働基準監督署へ就業規則の届出を行っていない場合に提出)

10. 参考資料等

- 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース)のご案内
- 申請マニュアル
- 交付要綱
- 交付要領

なお、就業規則等における規定例としては、令和4年2月16日付整商連第3-161号「就業規則等の改正について」を参考にして下さい。

以上